

支給要件確認フローチャート

〔支給対象者〕

- ①：児童扶養手当受給者
- ②（１）：公的年金給付等受給者
（児童扶養手当の認定あり）
- ②（２）：公的年金給付等受給者
（児童扶養手当の認定なし）
- ③：家計急変者

▼ここから確認

令和4年3月末時点で児童扶養手当の支給要件※1を満たすか

はい
令和4年4月分児童扶養手当を受給しているか(全部支給又は一部支給)

はい

支給対象者
①

いいえ

公的年金等受給により全部支給停止となっているか

はい

はい

支給対象者
②（１）

いいえ

いいえ

公的年金等受給により全部又は一部支給停止となることが想定されるか

はい

はい

支給対象者
②（２）

令和2年の収入額について、申請者本人及び同居親族の全員が支給制限限度額※2未満か

いいえ

いいえ

申請時点で児童扶養手当の支給要件※1を満たすか

はい

はい

支給対象者
③

新型コロナウイルスの影響を受け家計が急変し、急変後1年間の収入見込み※3について、申請者本人及び同居親族の全員が支給制限限度額※2未満か

いいえ

いいえ

給付金不支給

給付金不支給

※1 児童扶養手当の支給要件とは…

以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかをいいます。

支給要件
・ 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
・ 父または母が死亡した児童
・ 父または母が障害の状態にある児童
・ 父または母の生死が明らかでない児童
・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
・ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父または母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。

※「遺棄」とは、父または母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

※2 支給制限限度額とは…

以下の表で示す金額をいい、申請者本人と同居の親族で限度額は異なります。

扶養親族等の数	申請者本人の収入限度額	同居の親族の収入限度額
0人	3,114,000円	3,725,000円
1人	3,650,000円	4,200,000円
2人	4,125,000円	4,675,000円
3人	4,600,000円	5,150,000円
4人	5,075,000円	5,625,000円
5人	5,550,000円	6,100,000円

※収入には、養育費、遺族年金や障害年金などの非課税の年金も含まれます。

※扶養親族等とは、生計を同じくし養っている親族等のことをいいます。

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算します。

※3 急変後1年間の収入見込みとは…

令和2年2月以降の任意の1か月の収入額を、12か月換算した額をいいます。